

公益財団法人堺市文化振興財団 アルバイト職員募集要項
(事業課)

1. 採用予定職種及び人員

アルバイト職員 1名

2. 職務内容

資料作成・広報・事務・庶務などの補助業務

3. 応募資格

次の条件のすべてに該当する人

- ・基礎的なPC操作（メール連絡、Word・Excel・PowerPointを使った書類作成などの業務があります）ができる人
- ・貸館業務や電話対応業務のご経験のある方を歓迎します。

※次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ① 未成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 採用予定日

令和3年7月1日（応相談）

5. 勤務地（予定）

公益財団法人堺市文化振興財団事務局【堺市堺区翁橋町2丁1-1 堺市民芸術文化ホール内】

6. 勤務条件

雇用期間：令和3年7月1日から令和4年3月31日まで（約9ヶ月間）

勤務形態：午前9時00分から午後5時15分（休憩時間45分）

休日：土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する法律に規定する休日、年末年始
ただし、イベントがある場合は出勤を要請する場合がある。

休暇：有給休暇（15日）・特別休暇（当財団規程によります）

賃金時給：965円

諸手当：通勤手当（月額55,000円を限度）

福利厚生：厚生年金保険・全国健康保険協会健康保険・雇用保険の加入、労災保険の適用。

7. 応募方法等

(1) 応募方法

応募方法は郵送、持参を問いません。封筒の表に、赤字で「アルバイト職員応募（堺市文化振興財団事業課）」と明記してください。

郵送の場合は、必ず簡易書留でお送りください。※受付期間にご注意ください。

(2) 応募書類

①履歴書

②返信用封筒

長3封筒に切手84円を貼り付け、住所・氏名・郵便番号を明記してください。

(3) 受付期間

令和3年6月10日（木）から

(4) 応募後の流れ

- ・書類選考及び個別面接

(5) 問い合わせ及び応募先

〒590-0061 堺市堺区翁橋町2丁1-1

公益財団法人堺市文化振興財団 事業課採用担当

※土・日・祝日を除く午前9時～午後5時30分

電話 072 (228) 0114

FAX 072 (228) 0115

8. その他

応募資格及び記載事項等に虚偽があった場合は、合格を取り消します。

応募書類は一切返却しません。

応募の際に取得した個人情報は、公益財団法人堺市文化振興財団個人情報保護規程に基づき、適正に管理し、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。